

# 十九世紀末中國改革論者の聯盟論について

朴 鍾 玄

- 一 はじめに
- 二 拒和論の二つの側面
  - 1 聯露拒和論
  - 2 拒和論から自省論へ
- 三 英・日の聯盟活動と改革論
  - 1 英・米宣教師の防露論と聯盟論
  - 2 日本の活動
- 四 改革論者の聯英日論
  - 1 聯英日論
  - 2 借才論
- 五 おわりに

## 一 はじめに

十九世紀末日清戦争における清國の敗北は、その國內に強烈な危機意識を惹起することとなった。そしてこうした國家的危機を打開する爲の努力は變法運動の展開となってあらわれたといえよう。<sup>(1)</sup>この變法運動をめぐって清國內部では改革派と守舊派の對立が現われたが、變法を主張したグループは康有爲・梁啓超等を中心とする「位卑品低」な下級官僚、あ

るいは候補官が中心となっており、それに對し守舊派は西太后・李鴻章を中心とする高位大臣・中堅官僚たちであった。この兩派は國內の種々の問題について對立し、その結果として起こったのが戊戌政變だといふことができる。

しかし改革論者・守舊官僚のいずれも清國に掩いかぶさってきた國家的危機の克服を目指して努力していたものであり、中國を根本的に改革しなければならぬとする必要性を十分に認識していたから、變法論自體だけを研究の對象として捉えるだけでは守舊・變法兩派の相互關係を綜合的に把握するには不十分だといわざるをえない。また日清戰爭以後、中國内部へと勢力を扶植していった列強間の勢力争いはこれら列強と中國との相互關係をより一層複雑なものとしていったと考えられる。すでに阿片戰爭以來、清國に深く根を張っていた英國をはじめ、佛・獨・露などの諸國による利權競争は一途に激しさを加え、このような國際的な雰圍氣の中で、自國を改革しようとする改革論者たちの國家意識は一層昂揚していったといえよう。

小野信爾氏は變法運動の性格を「列強による侵略の激化と日清戰爭後の國內的危機、民族ブルジョアジの擡頭を背景に、帝國主義の壓迫と封建專制支配の桎梏からの解放を求めた政治的思想的運動」<sup>(2)</sup>と規定しておられるが、ここで提起したい問題は氏のいわれるように、變法運動は果たして列強との關係において帝國主義的壓迫からの解放だけを求めるにとどまっていたのかという點である。自國を改革しようとした改革論者たちは、その改革のモデルを諸列強の中に求めたことは周知の事實であり、彼らはさらにそれだけではなく列強の勢力をさえ利用して中國の改革を實現しようと努力した場合がしばしば指摘できるからである。

小論は、中國改革運動者が列強の諸勢力を利用して中國を改革しようとした過程を、聯盟論を通じて明らかにしようとした一試論である。すなわち、變法運動が展開されていく過程における外的要因との關係に照明をあてつつ改革論者の聯盟論を、變法運動が持っていた國際的理解という面から取り扱ってみたいと思う。以上のような問題意識のもとに私は先學の多くのすぐれた研究成果を踏まえながら、以下各項目に分けて論をすすめていくことにする。

## 二 拒和論の二つの側面

### 1 聯露拒和論

日清戦争での敗北は、中國人に強烈な衝撃を與え、激變する國際情勢の下に清國がいかなる新しい道を摸索していくべきかを深く考えさせる契機となった。一八九五年四月初旬、日本側の講和條件が清國に傳えられると、總督・巡撫などの大官から御史・翰林院といった中堅少壯官僚に至る、いわゆる清流派<sup>(4)</sup>の官僚・學人層は、拒和主戦を主張した。この拒和論の主張するところは、①賠償金としての二億兩は苛酷である、②領土割譲は不當である、③通商の特權を日本にだけ與えることはできないといった諸點にまとめられるが、彼らの最大の關心は清國が小國である日本の要求を受け入れた場合、より強大な英・露・佛・獨などの列強はこぞって同一の利權を要求する事態となり、その結果列強による中國瓜分がなされるかも知れないという危懼を深めていた點にあつたといえよう。しかし拒和上奏には、瓜分の危機から逃がれるための効果的な對策も示されな<sup>(5)</sup>いまま、ただ劉坤一系麾下の軍隊をもつて日本軍にあたらせ戦いを繼續するという主張にとどまっていたのである。

講和調印の六日後になされた露・獨・佛による三國干涉<sup>(6)</sup>は、いままで展開されてきた拒和論に新たな局面を與える契機となつた。清國側では、この條件を有利に利用しようとする傾向が現われた。署南洋大臣であつた張之洞は四月二十六日附の電奏で、この機會を利用して露に新疆の一部を、英國にチベットの一部を割譲し、さらに通商上の特權を兩國に與えて、兩國または一國と同盟條約を結び、その海軍力を以つて日本を威嚇、攻撃せしめ講和條約を破棄することを提案したのである。<sup>(7)</sup>この電奏で張之洞は、

日本との講和條約を廢棄せしめ、清國を保全し國家を安泰ならしめるためには、ひとえに強國に援助を求めねばなら

ない。露はいま清國海域に三十餘の軍艦を持っており、英國も二十餘の軍艦を持っているから、兩國のうちのいずれか一國だけでも中國を支援してくれば、日本の脅威を制壓するのに充分である。日本はもともと西洋をおそれるのであるから、このうえ敢えて英・露と事を構えることはないだろう。<sup>(8)</sup>

と、豫測している。張之洞は日清戦争の進行中にも英國の援助を得ることをしばしば北京に進言していたが、英國が不干涉主義を堅持すると同時に、日本とはやく和議することを勧誘するという態度にでいたので、彼はむしろ地中海艦隊の回航により極東における最大の海軍國となっていた露國に注目するようになった。<sup>(10)</sup>このように三國干涉を利用して、下關條約を破棄しようとした主張からさらに露國との間に一般的な軍事同盟を締結しようとする傾向がおこることとなった。このような主張は張之洞とともに地方大官の一人であった劉坤一によっても提起された。<sup>(11)</sup>これは露に對する視角において張之洞のそれと同一であると言ふことができる。また上の上奏で劉坤一は露國を「信義素敦」とか「其爲德於我更大」と稱讚し、三國干涉という手段によって側面から中國を援助してくれたことに對し感謝の念を懷いていた。そして彼はさらにその主張をふかめて、

凡そ俄と交渉の事は務めて曲げて維持を爲すを需む。時に意見の參差する有るも、亦た須らく法を設けて彌縫し疊を啓かしめざるべし。<sup>(12)</sup>

と言っている。

ほかにも、三國干涉直後、御史・翰林院中堅・少壯官僚のなかにも露國または西洋列強に利權を與えて密約を締結し、日本に壓力を加え、講和條約の改訂ないしは破棄をすべきであるとする主張があり、<sup>(13)</sup>また京官として倉場侍郎の許應駭の日本を假想敵國として露清同盟の締結を主張する提案も見える。<sup>(14)</sup>

このような上奏によって、當時の朝廷の雰囲気は聯露論が強くなり、<sup>(15)</sup>この傾向は三國干涉を境としてより一層顯著な傾斜を見せていったといつて差支えないであろう。三國干涉が發動されると、それまで對日強硬論を主張しながらも、その

具體策に苦慮していた拒和論者たちも、この好機を利用して、露國をはじめ西洋列強の武力援助を得て講和條約の破棄を主張し、各國との同盟締結による危機打開を畫策した。このとき、中國とくに深い利害關係をもっていたのは、英國と露國であったが、英國が親日政策を取っていた關係上、中國が同盟を結ぶべき對象國は、露國しかありえないという認識に到達していったものと考えられる。以上のように當時、親露策を提起した中國官僚たちは、中露關係を分析して「二百餘年のあいだ露國と清國は友好關係を繼續してきたこと」、「十餘年前の伊犁紛争のときにも露國はリヴァディア條約の改訂に應じてくれたこと」などをあげながら、露國には中國に對する侵略的な意圖はないとの認識をもっていた。<sup>16</sup>この事實は、彼らの聯盟論が、露國の極東政策に對する冷靜な分析判斷を加えていたというよりも、むしろ目前の國家的危機から脱出するためには、當時、實際に中國に好意を示していた露國との同盟を不可欠なものとしていたこと、および露國を羈縻しようとする意圖があつたので、それぞれの主張にはある程度の差異はみられるものの、その根底には傳統的な外夷操縦政策の一面を示しているとおもわれる。

またこの聯盟論は聯英試圖の失敗にかわる第二方案ともいえる。さきに觸れたように張之洞は英國の海軍力を重視して聯英しようという主張を出した。また彼は光緒二十一年の春、英國宣教師李提摩太 (Timothy Richard) の「速和日本、推行西法、結英爲援」<sup>17</sup>という建議に對しても好意的な反應を示した。こうした張之洞の外交方針が三國干涉以後、急に親露・聯盟論に傾くようになった事實は、張之洞が確實には對外情勢を把握していなかったことに起因しているといえよう。當時、清國独自の力ではその國家的危機を克服することができず、畢竟するところ列強の勢力を借るほかはないとする考えから、あるときは英國に援助を請い、それが意の如くならないとみると、やむをえず一轉して、露國に依存しようとした張之洞の「聯結強援、以大制小」<sup>18</sup>の論理がその點を如實に物語っているものといえよう。

つぎに、當時の北京政府の態度を調べて見よう。拒和論の提案を受けていた北京政府としては、日清講和條約を批准して戰爭を終結させるか、あるいは露國の支持を得て戰爭を再開するかという選擇の岐路に立たされていた。そして四月二

十五日、對日戰の軍事責任者である欽差大臣劉坤一と署直隸總督王文韶に諭旨が下達された。<sup>(19)</sup>これは拒和論者の主張する講和條約破棄・戰爭再開という方針が、軍事的に可能であるかどうかを調べるためのものであった。ところで、北京政府は戰爭を再開するには露國の參戰が不可欠の條件であると考えていた。そこで清朝廷は露國に對し參戰交渉をはじめたが、露國は參戰に應ぜず、この交渉にも消極的態度を示した。露國は日本が三國の勸告を受けいれる場合、それ以上の武力行使は考慮していない點を示唆したものと云えよう。これは過激な戰爭手段にまで訴える必要はなく、ただ露國の意圖だけを達成しようとしていたに過ぎないと理解できる。

一方、劉坤一・王文韶らからの回奏が北京に到着したが、その内容はいずれも清國にはまだ恃むに足る戦力が残っていると強調してはいるが、<sup>(20)</sup>北京政府に戰爭再開の途を選択させるに足るほどの内容はもちあわせてはいなかった。北京政府は結局、講和條約の破棄が不可能であることを悟り、五月二日、光緒帝は講和條約を批准し、ついで五月八日、芝罘で批准書の交換が行なわれ、日清戰爭は公式に終結した。

そして清國は三國干渉の結果として、遼東を他國に割讓しないという條件の下で遼東の還付を受けたが、これを契機として清國と露國との親善關係はより深まる一方、露國の清國に對する發言權はより一層強化されていくこととなった。

このような清國の露國への接近はやがて張之洞の對日軍事同盟の主張にもとづく露清軍事同盟が締結されるまでに至った。<sup>(21)</sup>

## 2 拒和論から自省論へ

前述したように拒和論は聯露制日論として展開し露清軍事同盟にまで發展するに至ったのであるが、この過程を通していわゆる「自省論」が清朝内に起ってきた點を見逃すわけにはいかない。次にこの點について述べていこう。

清廷の講和を實現させようとする動きのなかで清流派は講和を畫策した孫毓汶・徐用儀・李鴻章らを彈劾し、劉坤一系

の軍隊を發して日本に徹底抗戦しようという主戰論をばげしく主唱していた。

まず、四月六日翰林院侍讀學士文廷式が普佛戰爭を例にあげて、領土割讓・苛酷な賠償金の支拂いの不當性を上奏し、またそれにつづいて江南道監察御史張仲忻・翰林院編修丁立鈞・同黃紹第・吏科掌院給事中余聯沅・吏科給事中褚成博・江西道監察御史王鵬運・戶科掌印給事中洪郎品らが拒和上奏をした。この人たちはみな清流派の主流として主戰論を唱えた人たちであることはいうまでもない。またこの拒和上奏者たちのなかには、欽差大臣劉坤一・署北洋大臣直隸總督王文韶・署兩江總督張之洞らの大官たちもふくまれていた。また舉人らのなかからも單獨または連名で講和を拒否するものがあった點は前例のない注目すべき事柄であった。<sup>(22)</sup> 特記するべきことは四月七・八日、京師にきていた公車一二〇〇餘人が松筠菴に集結して、康有爲が草案した萬言書の拒和・遷都・變法を主張する上書に署名したが、その人數が十六省にわたる舉人中の六〇三人にも達した點である。<sup>(23)</sup>

このように澎湃たる輿論にもかかわらず、露・佛・獨の三國干涉による遼東半島の割讓だけを除いて、全面的な講和に應じなければならなかった。しかし、講和條約を批准交換した五月八日光緒帝は上諭を下して講和のやむをえざる理由を述べ、臣工の發憤自強をもとめた。<sup>(24)</sup> ついで五月十一日にはとくに六部九卿翰詹科道を召して内閣に集め、

今より以後、深く愆尤を省み、積弊を痛除し、みな練兵・籌餉の今日當務の急なるを知り、切實に一新氣象を振興し、因循廢弛して、再び前轍を踏むべからず。<sup>(25)</sup>

と戒めた。また七月十九日には各省の總督・巡撫・布政使・按察使に對し、一箇月内に時務に關する對策を立つべきことを命じている。<sup>(26)</sup> このようにして自強をめざす國政改革は、日清戰爭敗北に及んで着手される運びとなった。この自強運動は改革論者だけが參與したのではなかったけれども、その根源となっていたのは拒和・主戰の輿論であることはまちがいない。そして一八九五年七・八月には講和に應じた軍機處の孫敏汶・徐用儀が革職され、そのかわりに軍機大臣翁同龢と李鴻藻が總理衙門にはいることとなった。これは戦後において拒和の主張がある程度清國の政策として受けいれられたこ

とを意味する。

しかし大部分の主戦・拒和論者たちは彼らの主張が貫徹されなくなつて、北京をはなれ報紙活動を通じて改革を鼓吹した。康有爲は、まず京師の王公大臣を啓蒙し人士を啓發して新生の氣風を養おうと計つた。この具體策が萬國公報の刊行である。彼は萬國公報をはじめ自費で印刷し、京報の發送所から毎日千部(ウ)を在朝の官僚に配付した。その目的は在朝官僚の啓蒙にあつたことはいうまでもない。梁啓超・麥孟華らが中心となつて原稿を書いたこの萬國公報は、廣學會の機關紙であつた同名の萬國公報から多くの記事を轉載して、啓蒙的色彩のきわめて濃い内容で満たされていた。この報紙に廣學會の機關紙であつた萬國公報という名稱を採用していたのも、兩者の目的意圖が全く一致していたことに因るものであつた。康有爲はそののち宣教師李提摩太の示唆を容れて、この萬國公報という名稱を「中外紀聞」と改稱することとなるが、この報紙活動の影響は引き續いて廣く深く滲透していったのである。康有爲もこの點について、

發行してから二箇月もすると、その反響が現われ關連した輿論が活潑に出されるようになった。はじめは讀者は意外性をもつて迎えたようであつたが、つぎつぎに新法の裨益を知るようになった。(ウ)

と言っている。この康有爲の活動は陳熾と張之洞の子である張權の支持を得ている點も注目される。康有爲はまた七月には北京に強學會を組織したが、刑部主事沈子培・戶部郎中陳熾が積極的に協力し、その背後には翰林學士文廷式と翁同龢がいた。強學會には文廷式が領導していた清流派の反濁流的集團も荷擔していたから、強學會はまさしく清流派と變法改良派の合流點を形づくつていたものと言えよう。このことはまた康黨の主張である拒和・變法・遷都の路線と清流派が主張してきた反李鴻章路線とがきわめて接近していった事象であつたと考えられる。

強學會の活動は、總督劉坤一・張之洞・王文韶の三人から寄附金を受けたり、英國・米國の公使からは、洋書や圖器の贈與をうけるなど多くの同調者を獲得していった。また當時、中國で啓蒙活動をしていた宣教師李提摩太も強學會にたびたび足を運び、以來直接的な交流がはじまることとなつた。(ウ)

さて、日清戦争以後、當時の戦況とか章奏・論議・詩賦をあつめてつくった多くの書籍が編纂されたが、その内容はおむね戦争の敗北を鑑として、發憤自強しなければならぬと言う自省論が多くみられる。これらは戦争敗北の耻辱に對する公憤を新しく惹起せしめ、積弊を除去すべきだとする氣運を促し、敗北の所以を明らかにして、富國強兵への途を摸索しようとした自省論であつたといえよう。

この論は前述した光緒帝の上諭および康有爲らの報紙を通じた啓蒙活動とあわせて、戦後の清國において、自省・改革への流れが澎湃として湧き起つていた状況を具さに理解させてくれるものといえるのである。

### 三 英・日の聯盟活動と改革論

#### 1 英・米宣教師の防露論と聯盟論

英・米宣教師の防露論は主として在中宣教師を中心としておこつてきた。彼らの防露論は、裏返していうならば、當時の國際的諸情況のなかで中國を西洋側に引き入れようとするものであつたから、清國に對して自省をもとめる立場を固執していく傾向が鮮やかに指摘できる。彼ら、すなわち在中宣教師たちは、清國の敗北のよつてきたる根源に論及しつつ、清廷の官吏および改革論者らとの接近を深めていくこととなつた。彼らの日清戦争に對する解釋・評價といったものを探つてみると、彼らは、常にまず日中兩國が如何に西洋の思想や技術をうまく攝取していったか、そしてその攝取したものを如何に國力として涵養していったかという度合いを基準にしていることが明白によみとれるようにおもわれるのである。たとえば、宣教師林樂知(Young John Allen)は「中日兩國進止互時論」において、日本の西洋模倣を稱讚している。その反面、中國に對しては西法倣效が徹底しなかつたことを指摘している。

さて、日清戦争の終結以後、まもなく中露密約が締結されると、中國の關心はあげて露國に拂われるようになった。こ

のような情勢に對して、對露政策をめぐって彼ら宣教師の間ではげしい論議が展開されていった。彼らは報紙活動を通じて、露國の野心を暴露するとともに、中國改革論者に接近していった。林樂知は萬國公報第九十五期から「俄榮示險於天下尤險於華英論」<sup>62</sup>を掲載し、第九十六期には「俄前主大彼得顧命」を書いて、露國では海口の方に勢力を擴張せよというピョートル大帝の命を受けて、その政策を推進しているから今の情勢は中英兩國の共通の脅威になることを論じた。さらに、第九十九期には「三哀私議以廣公見論」<sup>63</sup>を書いて中露密約のもっている危険性を指摘し、この締結によって蒙むる中國の苦難は深刻なものとなるうと言及している。林樂知が露國に對する備えの必要性を唱えたのは、光緒六年（一八八〇）、琉球交渉がもたれた時はやくも「論中國不必與外國立相助之約」<sup>64</sup>を撰し、そのなかで、露國の心算は通商あるいは布教を目的としているのではなく、きわめて貪慾な性格をもっており、したがって露國と通交した國は、逆に萬國との好誼を失う結果となり、世界から疎外されるであろうから、中國の識者もそのような愚策は取らないだろうとも主張している<sup>65</sup>。彼のこの主張はそれ以後も一貫して變わることがなかったと言つてよい。この宣教師林樂知の防露論は、露國のシベリア鐵道建設問題にまで言及しており、この鐵道建設こそは中國にとって最大の脅威であると強調している<sup>66</sup>。この點については、やはり宣教師であつた李佳白 (Gilbert Reid) も「東三省邊防論」を書いて、露國のシベリア鐵道建設の背景には深謀遠慮が匿されていて、これを退けなければならないと論じつつ、そのための四つの具體的方策を提示した<sup>67</sup>。まず第一は、「興農政以靖姦宄」ということである。これは、東三省は露國にちかく、その民情にも犷悍なものがあり、あまつさえ旗漢が雜處していて、すこしの煽動にも反亂がおこりやすい状況をもっているから、まず英米の農法によって東三省の農業を振興し、「輸年更種蔬穀菽麥」の法をおしえ、山澤原隰を開拓利用して露國の術策に陥らせないようにしなければならぬという説である。第二は、「設口岸以固險要」ということである。その内容は、大連灣は要衝の地であるから、中國は當然各國に照會して、大連灣を通商港として開放し、露國だけに獨占させないようにしなければならぬというものである。第三は「開鐵路以宏規模」と言つて、露國のシベリア鐵道が完成すると、中國の邊疆は最大の脅威にさらされるか

ら、中國はあらかじめ鐵路を建設して、露路の緊要な地點への連結をはかり、通商の利益を守るとともに、後日の禍を豫防しなければならぬ。そうしなければ露國が滿洲への侵入路線を確保し、港灣に達して、中國の絶對的な權利が露國の手中に陥ることとなるという點にあった。第四は「興鑛務以收利權」と表現されているものである。これは、東北地方の鑛物が豊富であり、露國はやくからこの地方の略取を欲していたから、中國が先にこれを開發しなければならぬと説いている。

以上のような李佳白の論説は當時の宣教師が、中國の利權に對する露・英・米列強のげしい角逐戰に深く關與していた事實を物語っている。

彼らは先に述べたように自らを改革論者に接近させていったが、とくに李提摩太の動きは著しい。彼は、光緒二十一年初め、三度にわたって南京に赴いて張之洞に會い、はやく日本と講和することを勧誘しながら、次のような五箇條からなる建議を行っている。すなわち、

一、日本と早期に講和すること。

二、今年中に西學課程を増設し、以後の大小考試には西學に通曉せざる者は、中國の文理の方面の成績如何をとわず選外とすること。

三、鐵路・馬路・車路を擴充させ、郵政局を創立し、各種の新工藝を振興させ、紳商合辦して兩者間の隔膜と阻撓をなくす。

四、京師の閣・部・府・院・寺・監と外省の督・撫・提・鎮の各衙門には、聲望の著しい西洋人を招聘して上賓とし、重大事件があるときにはかならず協議すること。

五、凡そ、長きにわたって西洋にいた中國人とか、西學に通じているものを分別して採用すること。<sup>40</sup>

の五項であった。張之洞はすでに廣學會の宣教師たちとの交流があったから、宣教師たちも中國における有力な地方官で

あつた張之洞の役割には十分よく承知しているところがあつた。

以上のような建議をした李提摩太は、さらに同年正月二十三日、以前米國に留學していた梁敦彥を通じて、張之洞に大膽な計畫を提出している。その内容は、

一、中國は、某國に全權を一定期間委任し、外交問題を處理させる。

二、この某國は、各種改革事業に協同して携わる。

三、中國は鐵道・鑛山・工業などの各部門に當該某國の代表をして管理させる。

四、中國皇帝は、先例にしたがつて、この代表に官銜を授與する。

五、該契約期間が満ちたときは、當該某國は一切の權益を中國に返還する。<sup>(41)</sup>

というものであつた。ここで某國といっているのは、いうまでもなく英國を指していた。しかし、張之洞はかつて英國が印度支配の過程でも驅使したこのような植民地支配の提案を受け入れるはずがなかつた。

李提摩太は張之洞のほか、さらに李鴻章に對しても中英同盟を建議している。それには、

妙法の目前を救い、亦た將來を救うあり。請うらくは、銀百萬を酬いんことを。但だ一の復電を發して款を給するを允さば、即ちに詳細に告知せん。成らざれば取らず。……<sup>(42)</sup>

と言っている。ここにいう妙法に清廷が信頼をよせた證しはないが、「成らざれば取らず」という見地で李鴻章は彼の妙法について聞いた。<sup>(43)</sup>

李提摩太は李鴻章・張之洞だけでなく翁同龢にも接觸した。光緒二十一年九月九日、彼は翁同龢に對し、政治には教民・養民・安民・新民という四つの大端がある。したがつて、中國は西洋人を參畫せしめた西學科を設置しなければならぬと建議した。また、光緒二十二年正月に翁同龢を訪問し、同年九月には「新政策」を書いて、彼に中國の「目下應辦之九事」を論じたが、それは次のような九事である。つまり、

- 一、信頼すべき西洋人を招聘して良法を作り、すみやかに世界の大国と條約を締結して國交を開くこと。
  - 二、新政部を設置し、その總管八人中半数を中國人に、のこりの半数には英米兩國人を任用する。
  - 三、西洋から鐵道技術に熟達したものを招聘し、その建設にあたらせること。
  - 四、籌款・借款の事は新政部によつて總管理させること。
  - 五、英人某氏と米人某氏を随時に朝廷に入内させ、西洋事情を詳細に上奏させること。
  - 六、英人某氏と米人某氏をして中國の報道機關を管掌させる。
  - 七、獨人某氏と米人某氏をして中國の教育部門を管理させる。
  - 八、戰陣のことには、軍略にたけた者をして人才を推擧させその任務にあたらせること。
  - 九、以上の各項にわたる告諭が下されるよう皇帝に奏上すること。<sup>45)</sup>
- と建言している。もちろん、翁同龢はこれを受け入れなかったが、李提摩太を「豪傑」あるいは「說客」<sup>46)</sup>と呼び、また、「其言たるや切摯」と評するなど、彼の建議にまったく冷淡というのではなかったとおもわれる。
- 李提摩太は康有爲とも北京の強學會の時代から交友關係をもっていたし、一方、梁啓超は李提摩太の中文祕書をしたことがあつて密接な關係を結んでいた。

このほか、李提摩太はまた多くの宣教師たちとも深い連携を保っていた。すなわち、自ら獻策した新政部の四總管に、英人赫德 (Robert Hart)・同じく艾追斯 (Charles Addis)・米人科士達 (Forster) と德魯 (Drew) を推擧し、また、報事の總管には英人傅蘭雅 (John Fryer)・米人李佳白 (Gilbert Reid) を推擧している。<sup>48)</sup>

このように李提摩太をはじめとする宣教師たちの活動は、キリスト教教義を傳播するという目的以外に、中國の政治に深く干與していたのである。彼らの政治干渉の方法は、翁同龢・張之洞・李鴻章等の有力人士との接觸を通じて、自分たちを清國政治權力の中樞部に接近させる方法であつた。そして、變法の氣運が昂揚し、康有爲をはじめとする改革派が勢

力をうるようになると、變法を讚助するという名目で改革派に接近していったのである。

しかし宣教師たちの考えかたは、康有爲らの改革派の理念と合致するものではなかった。このことは、次のような李提摩太の憂慮から窺知することができる。

所謂康黨は粵人康有爲が組織したものである。彼らは『新法之善』については見識をもっているが、外國の吞噬をおそれ、これが古教（孔教）を凌辱することを恐れて保國・保教の説を主張している。ある集團は中國の滅亡、アジアの敗壞、そしてまた黄色人種が辱しめられて奴隸になるかもしれないという懼れをいだいて、保國・保洲・保種などを標榜する會の結成を提唱して、そうした彼らの妄言がどんどん擴がっている。<sup>(49)</sup>

と改革派を非難している。この非難は、變法改革運動が聯日論へ傾斜していくにしたがつて保亞洲論・亞洲共營論などの意見が出てきたのに對應し、自分（英・米）たちの立場が不利になっていくのを憂慮したところから出てきたものと考えられる。すなわち、彼らは日清戦争の直後の頃は、露國の中國に對する影響力を阻止せんがために、「中日同舟共濟」を主張して中日和議を勧誘していたのであるが、そのうち變法論が成熟の段階に達するにしたがい日本との友好關係をはかろうとする傾斜を強めたことに、率直な不満を吐露したものとみられるのである。

## 2 日本の活動

日本にとって、日清戦争の勝利がもたらした下關條約とその翌年（一八九六）の日清通商航海條約の締結は、清國への進出をさらに強めていく重要な礎石になった。既述したように、日清戦争以後、中國内部には改革・守舊兩派の大きな流れがあった。日本に對抗し、拒和・主戦論から聯露制日論へと發展していった守舊派の流れ、それからもう一つの拒和・主戦論から自省論を展開し、やがて變法論の根幹となつていった流れである。前者は西太后・李鴻章を中心とする守舊派の主張であり、後者は康有爲を中心とする改革派の主張であったが、日本としては變法派が明治維新以後の日本の近代國

家形成の歩みを一つの範として學ぼうとしていた立場を、自らの大陸進出への踏み臺に利用しようとし、そこにあらたな對中國關係を展望することができた。

康有爲は光緒十四年九月、第一次上書を奏上したときからすでに露國の危險を警告するとともに、日本の近代的諸改革を中國改革のモデルとすることを論じていたが、また「日本變政考」では、

日本とわが國は文字が同じで日本の譯書を重譯するほうが、歐米の著述を直接翻譯するより容易であつて、その成果も大きいだろう。日本とわが國はその習俗が類似している。だから日本の政治改革の過程を考察し、そこに實行されたことの得失を教訓として、その弊害を除去しその精華を採用することにすれば、遠からず歐米の新法と日本のすぐれた所をあわせて中國にもたらしすることができる。…(中略)…今、わが國には水深をはかる竹竿、探險隊、藥を試飲する神農、道を知っている老馬ともいふべき日本がある。…(中略)…比喩を建築にとつてみると、歐米が設計圖を書き、日本がそれに基いて建てた家にわれわれが住むのと同じだ。<sup>60)</sup>

と言っている。この論説は、日本をして中國への進出を可能なものと看取させる客觀的な條件となつたと考えられる。

日本はこのような與件を利用し、變法を讚助するという名目で遊説を通じて親日勢力を育成することに努力した。日本としては、日清戦争のこした反日的輿論を克服することが先決問題であつた。そこで遊説を通じて、日本が日清戦争を敢えてしたのは、露國の對清侵略を防ぐために止むに止まれず斷行した所爲であつて、中國が變法を推進して富強になれば、それは中國自體ばかりでなく、日本にとつても有利なものであるから、兩國は同種・同文の親密な關係を促進し、あい助けることができるようになると説いていたのである。<sup>61)</sup>

一方、清國内部では光緒帝と康有爲らを中心に變法の氣運が高まってくると、彼らは親露的であつた后黨勢力を推倒しようとしたのである。このような中國の情勢もまた日本の活動にとってはより好都合な與件であつた。日本が實際の行動において選擇した人物は、劉坤一と張之洞であつた。この二人は中國東南部の有力な人物であつただけではなく、中國の

改革運動に賛同し、それを助成しようとして活躍した人たちであった。日本陸軍參謀總長であった川上操六は一八九八年に神尾光臣・梶川重太郎・宇都宮太郎らを中國に派遣した。彼らはいずれも武官であったが、はやくから中國の事情に通曉していた。彼らのうち、神尾光臣は一八八二年から一八八五年まで四箇年に亘つて陸軍中尉として、上海・天津に駐在した經驗があり、一八八九年十二月には參謀本部に入つて中國關係擔當を、一八九二年四月には駐清國公使武官を歴任し、そのあと日清戰爭にも參加し、その武勳によつて勳章を受けたという中國通であつた。<sup>62</sup>

神尾ははじめ湖北に到着し張之洞と面談しようとしたが、張之洞は彼の意圖が長江に日本の兵力を駐屯させようとするにあると見てとり會談には臨まず、<sup>63</sup>かわりに彼の部下であつた江漢關道と洋務委員とに神尾と會談するよう指令した。そのときの神尾が彼らにした談話内容は張之洞が總署に送つた電文によつて知ることができ、<sup>64</sup>その電文によると神尾は、中國と日本との聯携・聯盟の重要さを指摘している。すなわち、神尾はまず中國と日本は同種・同文・同教である點、次に西洋各國の進出が熾烈化し、その西洋列強の勢力の脅威のまゝに中日兩國ともに曝されている點に言及して、張之洞に同種・同類の意識を喚起させると同時に、彼の雪恥圖強的な愛國的心情に訴え、日本が中國の軍官を訓練育成する意向をもつてゐるという意見を提出してゐるのである。

この神尾の提唱に心を動かされた張之洞は、また總署に對し次のような報告を送つてゐる。

(日本は) 今日、<sup>65</sup>急ぎ英と聯び中と聯び、以つて俄・德を拒み自強を圖らんと欲す。彼既に我を助けんことを願えば、これを用うるに落得せん。

一方、張之洞は神尾に要請して武昌で面談したい旨を傳えた。<sup>66</sup>これに對し宇都宮太郎が張之洞を訪問し、中日聯交について意見の交換をした。宇都宮は張之洞に軍事および學堂兩面への日本人の派遣を提議し、兩國の距離が近く、經費の點でも互いに無駄を省けることを強調し、またそのような任務に對し日本側は熱意をもつて應えるであらうといふことを説いた。<sup>67</sup>このような日本武官の遊説は、張之洞の心を動かした。彼は總署に打電して聯日論の意見を提出してゐる。<sup>68</sup>さらに

また張之洞は光緒二十三年十二月二十三日に總署に送った電文で、日本は英國および中國との聯盟をすすめることによつて、自らの安全確保を圖っていると指摘しているが、その論旨は日本武官の神尾が遊説した日中連携論と通じるものであつた。この建議に對して清廷當局は「斷勿輕允」として拒絶しているが、張之洞が當時においての國際情勢を如何に把握していたかを推察することができる。又つぎの文章はさらによく彼の考え方を代辯しているものといつてよからう。

倭、實に唇齒の憂あり。中危く西強ければ、彼れも必ず保たざるを深く恐る。情詞惶急たり。我れ若しこれに託さば、彼れ當に肯く助力して勸解すべし。我が爲に非ず、反りて自らの爲なり。<sup>60</sup>

さて、張之洞の聯日論は清廷の受け入れるところとはならなかつたが、對日留學生派遣に關する彼の積極的な運動が功を奏し、まず鄭孝胥一行が日本に派遣されることとなつた。<sup>61</sup>

その後、神尾は再び武昌に赴き、日本軍事教官の招聘と練兵計畫について提議した。張之洞はこれに賛成の意を表示し、湖南巡撫陳寶箴に電報を打ち、その實踐行動をともしたい旨を傳えた。<sup>62</sup> また張之洞は親改革派地方官である陳寶箴に、日本へ留學生を送る理由、及びその計畫についても打電している。<sup>63</sup>

このような親日的な情況下で、日本武官大原武慶が招聘された。<sup>64</sup> また陳寶箴は張之洞と考え方を同じくしていた。<sup>65</sup>

以上のように、留學生に關する日中交流は一應の成功をおさめる結果となつた。はじめ日本が中國に對して聯盟提議活動をおこしたときは、露國が中國との軍事同盟を一方的に破棄して、旅順・大連灣を強制的に占領した時期であつたから、その活動は中國に好意的に受け入れられると期待していたようである。そして日本がまず長江中流方面の實力派と目されてきた張之洞と接觸したのは、同じ長江流域地方の利權を獲得しようとして畫策していた英國の野望を挫こうとしたためであつたと思われる。

日本の對中國聯盟提議活動はまた變法論者に對しても活潑に進められた。すなわち神尾と宇都宮は、漢口で改革派人士であつた譚嗣同と唐才常にも自説を説いた。これに對し變法を主張した急進的人士であつた譚嗣同は、日本の聯盟提議を

好意的に受け入れている。譚の友人であった唐才常も「論中國宜與英日聯盟」<sup>65</sup>を書き、その中で日本武官の聯盟提議を受け入れる考え方を述べている。このような趨勢は、積極的に日本に變法のモデルを求めていた康有爲によって唱えられた聯盟論となつて、さらに擴散していくこととなつた。彼は御史楊深秀・陳其璋を通じて聯英日論を上奏するまでに至つて<sup>67</sup>いる。

また張蔭桓も、變法に賛成した中央の實力者であつた。彼は張之洞・劉坤一等が中央に送付した聯英日論を受けてそれを總署と軍機處に傳達する役割りを果たしている。そして一八九五年、米國へ出使した歸途、日本に立ち寄り、伊藤博文・井上馨らの歡待を受けて友誼を結び、一八九七年二月日中通商行船條約の締結にも關與した人物であつた。したがつて、やはり日本の聯盟提議論に賛成する立場をとつて<sup>68</sup>いた。

日本の中國における聯盟論普及活動は、日本參謀本部による遊説だけではなかつた。例えば日本は、一八九八年二月に、上海で「興亞會」を組織して日中兩國の同族意識を強調し、やはり中國に對して聯盟論を呼びかけたことも知られている。この事實は、胡思敬の著作である『戊戌履霜錄』にみられる次のような記載によつて明らかである。

(一八九八年)二月、興亞會を上海に創り、置酒して高會す。江標と張謇焉に與る。其れ同會の人に言いて曰く、彼の白人は六合を席捲し東邦に直注す。氣運の開くは人力の能く爲す所に非ざるなり。斯の時、國と國と争い、種と種と争うに、誰か其の長を得れば則ち禍を轉じて福と爲す。印度先ず滅び、緬甸これに次ぎ、安南又たこれに次ぐ。(中略)……今に至るも屹然と狂瀾の砥柱たりて……(中略)……以つて亞洲剝極の復たる者は中・日を舍きて其れ誰に歸せんやと。聞く者悚然とせざる莫し。是れ自り、兩國の人士怨を釋きて好を修むるを議す。<sup>69</sup>

この興亞會の活動に對して、章炳麟は肯定的に受け入れていた。<sup>70</sup>そこで「引爲唇齒、則可以敵泰西」とみえているが、光緒二十三年正月の時務報にも、すでに日本と中國との關係を「唇齒之間」と表現しているのと軌を一つにしているといえるであらう。<sup>71</sup>

さて、以上のような日本の對中國活動が活潑に展開されていった背景には、日清戰爭以後の朝野上下を分たぬ中國研究熱の高まりがあった。當時、東京専門學校（早稻田大學の前身）の學生が、「時局研究会」を組織して中國問題を討論したり、參謀本部の田村恰與造・福島安正・宇都宮太郎らを招請して講演會を開いたりしている。<sup>72</sup> また日本政府でも一八九六年松方内閣が成立したとき、進歩黨の領袖であった犬養毅は、外相大隈重信に命じて内閣豫算から費用を捻出させ、中國問題調査團を派遣させた。その中の可兒長一・平山周・宮崎寅藏の三人は華南に派遣されて革命黨の情況を調査した。<sup>73</sup> このように中國に對する關心は次第に昂揚していたが、一八九七年春には日本橋偕樂園で陸實・三宅雄二郎・犬養毅・池邊吉太郎・平岡浩太郎・江藤新作・安藤俊明・香川悅次・井上雅二の九人が「東亞會」を組織してつぎのような決議を行なっている。

一、機關雜誌を發行し、その編集は江藤新作が擔當する。

二、時事問題の研究・發表を目的とする。

三、横濱・神戸に住んでいる中國人篤志家を入會させる。

四、光緒帝を補佐し、變法自強を押し進めている康有爲・梁啓超らの入會を慫慂する。<sup>74</sup>

また同年に「同文會」が組織されたが、その趣旨は清國人を啓發して東亞時局を匡救することにあつた。井手三郎・岸田吟香・宗方小太郎・中島眞雄らが中心となつて唱導した。<sup>75</sup>

以上のような組織の結成は、彼らの決議で言及しているように、變法人士との接觸を積極的かつ果敢にすすめていった。日本の中國進出は、英・露・佛・獨などの列強に比べて遅かつたが、改革論者の對日交友論と宣教師の防露論とに助けられて中國進出の突破口を開いていったといつてよからう。日本の日中同種・同文論遊説は改革論者たちの間に次第に多くの共鳴者を獲得していった。

#### 四 改革論者の聯英日論

##### 1 聯英日論

日清戦争以後の約三年間は、中國は領土的侵略を受けなかったが、一八九七年に至って獨逸が膠州灣の占領を敢てしたことから中國では再び危機意識が擡頭してくることとなった。そこに康有爲を中心とする改革論者らの政治活動も再び活潑に始められるにいたった。<sup>(76)</sup> 康有爲は膠州灣事件が発生するとすぐ北京へ行って第五次上書を上奏した。<sup>(77)</sup> この上書で康有爲は、

宜しく急ぎて才望素より重き文臣辯士を派して各國に分遊し、其の議員と結び、自ら新報の館を開き太平の局を保つを商り、論議を散布し英日を聳動すべし。<sup>(78)</sup>

と主張している。この上書に對して工部尙書淞淮は代遞することを拒絶した。そのため英日の援兵を用いようとした康有爲のこの意見は直接的に採用されることはなかったが、給事中高燾會が康有爲を出洋使臣に推薦した事實から判斷すると、彼の主張はある程度清廷内でも考慮の対象となつたようである。<sup>(79)</sup> すなわち、翁同龢日記の光緒二十三年十一月十九日の條に、康有爲を瑞典に派遣し、その國の弭兵會に加入させようとする清廷の動きを傳えているように、中國が膠州灣事件の直後、康有爲を用い外交的方法によつてその解決を圖ろうとしたことを語っているのである。康有爲を出洋使臣に送らうとした高燾會の總署へ提出した意見が受け入れられなかったのは、聯俄論者であつた禮部尙書許應駟の反對があつたからである。<sup>(80)</sup>

獨逸の強壓的な膠州灣占領事件は、中國と利害關係を保持していた列強に刺激を與えた。まず英國は、大連灣を占領しようとして畫策したり、日本は獨逸の膠州灣占領に同意の表明をしたりするなど、その當時の中國における列強の利權争奪競争

争はまことに熾烈なものであった。<sup>(61)</sup> 中國にとつてこのような國家的危機に臨んで、朝廷では、露國使臣巴伯羅福 (M. P. A. Hoff) を通じて獨逸との和約を成立させようとする論が盛んでいた。<sup>(62)</sup> この時康有爲はこの政策に反対し、聯英日論を主張した。彼の年譜によるとこの膠州灣事件のあとの彼の行動は次のようなものであった。

日人參謀本部神尾・宇都宮來りて鄂督張之洞を覓ね聯英拒德に助せんことを請う。時に割臺を經るの後、未だ日情を知らず。朝士亦た多く日本を猜疑し、恭邸 (恭親王) 更に俄に倚るを主とし、乃ち日本の請を卻く。吾れ (康有爲) 走りて常熟 (翁同龢) に告げて日本の信ず可きを明らかにす。且つ日使と議し、償款を將つて再び十年に攤じ並びに息を減せんことを請う。日使矢野君極めて意あり、而るに吾が政府終に是の議を信ぜず。乃ち御史楊深秀の爲めに疏を草し英日と聯ばんことを請う。又た御史陳其璋の爲めに疏を草して再び英日と聯ばんことを請う。<sup>(63)</sup>

そのほかにも康有爲は翁同龢に聯英日論の上奏を請願したり、また聯英策を發表して朝廷の士臣に知らせたりもした。こうした康有爲の活動は、侍郎李端棻は贊成したが、仲山 (廖壽恆) 尙書と合肥 (李鴻章) が反対したため實現せず、結局膠州灣が割讓されてしまつた<sup>(64)</sup>と康有爲は述べている。このことは朝廷内でも、親英日派と親露派との間に判然とした分裂があつたことを暗示している。

列強は膠州灣事件をめぐるこの中國の親英日派、あるいは親露派の主張と行動とがそれぞれ自國の利權に、直接的な影響を及ぼしてくるものと豫見し、雙方の一擧手一投足に絶大な關心を拂っていた。そこで英國は旅順・大連・威海衛を商埠として開港することを要求しているが、これを聞いて激怒した露使巴伯羅福は、李鴻章に向かつて、清國がもし旅順・大連灣を通商埠として開港すれば、清露兩國の盟約は斷絶されると脅迫的な態度を示している。これらの情況を見るだけでも、當時の中國を巡る國際關係の激烈さを十分に察することができると思われる。

これだけではなく英露は清國に對する政治借款問題においても熾烈な對立を見せていた。中國は日清戦争に敗れたあと、日本に對する賠償金その他の三億三千萬兩にひきあてられるため、まず露清銀行から四億フラン (一八九五年七月)、英・

獨からあわせて一六〇〇萬ポンド（一八九六年二月）を借款したが、なお對日賠償金として七千萬兩が必要であつた。中國はこの七千萬兩もやはり外國からの借款に依存するほかはなかつたが、この對中國借款を與えることによって自國の利權擴大を自論む英國と露國との間の競争もまた激烈をきわめ、兩國艦隊が旅順港内で互いに武力示威をするなど、極度の緊迫感をみせたこともあつたのである。すなわち一八九七年十二月、露國は軍艦による示威運動を展開しながら、李鴻章を通じて清朝に次のような借款條件を提示している。

一、滿洲華北地方全部の鐵道敷設權およびその管理權を露國が保有する。

二、中國海關總稅務司の缺員が生じた場合、露國人を任命する。

三、海關收入を借款の擔保とするが、その不足分は地丁稅・釐金稅をもつて充當する。

この提議の底意は、華北一帯を露國の勢力圏として確保する一方、中國の海關管理に參與することによって、清國財政に壓迫を加えていこうとする點にあつたとおもわれる。これに對しそれまでに海關總稅務司を派遣して、清國の政治・經濟兩面にわたる相當な發言權をもつていた英國は、嚴重な抗議をするとともに清廷を脅迫して自國人との借款條約を締結させようと試みたが、その條件は、

一、大連・南寧・湘潭の三港を開港すること。

二、ビルマから揚子江流域に至る鐵道敷設權を認定すること。

三、長江流域を他國に割讓しないこと。

四、中國内地の貿易を自由にするため、小商船が各處に運行できるようにすること。

などである。これは中國南部から長江にいたる利權を英國が確保すると同時に、露・佛の勢力圏に對してもその獨占を許さないという態度を明確に示したものであつた。

實に英國の對清貿易は、一八九八年の一年間を例にすれば、清朝の貿易總額の六十二％に該當し、また英國の清國海關

に對する納稅額は海關總收入の五十六・五%を占めていた。反面、露國の貿易額は五・一%にすぎず納稅額も二・一%にとどまつていて、英國の壓倒的な優位は動かしがたいものであった。露國の在清經濟勢力は、獨・佛いづれの國よりも劣勢であつたといえる。この借款問題について、清廷は連日熟議を重ねたが、このとき日本の矢野文雄は英國からの借款を助言勸誘して、ここにも英國と日本との親近意識を察知することができる。この問題をめぐつて、康有爲は英國からの借款を支持する立場をとつたが、清廷では、結局、「兩不借之說」を採擇したので、康有爲はそれを残念に思つていたといわれている。

露國の領土的野心は、つまるところ旅順・大連灣の租借要求となつて現われたが、これに對して康有爲は、その港灣のすべてを他の列強諸國にも開放することによつて、露國の野望に對處することを主張した。康有爲はひきつづいて、露國の領土的野心を暴露しつつ、聯英日論を開陳している。すなわち、康有爲は、英國は從來の歴史からみても、眞情のある「救人之國」であるとし、日本もまた中國とは唇齒の關係にある國であるという理由から兩國との提携を支持しているのである。

當時、湖廣總督であつた張之洞は、日本武官から勸奨されていた聯英日の意見を總署に報告するとともに、そうした策略が、當時の英露の對立情況のなかにあつては、中國のとりうる最も妥當な要策であると陳述している。

劉坤一の場合はどうであらう。彼の總署への報告をみると、英國の一將軍が沈敦和に説いた内容を傳へ聞き、この將軍の話がもし信ずるに値するものならば、はやく聯英を推進するのがいいと言及している。そしてさらに上海道の蔡鈞の「密聯英倭論」を採用して、これを總署へ送つてもいる。

總體的に言へば、張之洞の聯盟論主張の根幹は、當時の中國が直面していた狀況に對し、露國に旅順占領を許さなければ、それを口實に利權擴大をねらう英國の野望を抑えこむ、同様に獨國に膠州灣の占領を許さなければ、露國に口實を與えることからのがれることができる、という判斷から立論されていた。このような現狀把握から考察すれば、張之洞の

聯英日論は、列強を牽制しながら敵對することを避け、英日の友好關係に乗じて聯英日策をとり、これら三國間の連携を深めるように圖りたい。という彼の論旨から判断して、一言でいって「對列強羈縻論」ともいふべき性格をもっていたといえるであろう。また借款の問題においても張之洞は、このごろ海疆の防務が火急となっており、その大局はいまだ安定してはいない。だからどこの國の借款を受け入れるにしても、彼らは苛重な利率と擔保を強要してくる。だから借款は清國の安危にかかわる重大な問題であつて、これを謝絶しなければならぬ。と主張している。劉坤一も「英國から借款によつた場合、英國は長江一帯を租借しようとする野望を匿しもつているのであるから、その策を採つてはならない」と述べている。以上のような張之洞・劉坤一の意見は一國に全面的に依據するのではなく、諸列強およびその相互間の情況を睨み合わせつつ現實的にこの危機を打開しようとする苦慮したものと考えられる。したがって彼らの主唱した聯英日論も盲目的なものではなく、むしろ「羈縻英日策」すなわち英日兩國を牽制していこうとするものであつたと理解できる。

一方、湖南巡撫陳寶箴の聯英日論をみると、その要點は次のようである。

英は商を以つて國を爲せば、其の命脈は全く通商に在り。況んや吾が華の地大物博にして英の財貨の遍く各省に行なわるるにおいてをや。華、若し事有らば英人豈能く仍お十に其七あるの利權を保たんや。財を通じて協力し我れ以つて民を保ち、英は以つて商を保つ。密約聯盟を俟つなくして邦交自ら固し。是に由りて更に日本と相い結びて三國合縱すれば勢い將に無敵なるべし……

となつてゐる。

このほか外國に派遣され、政治・外交など萬般に互つて目撃した出使德國大臣であつた呂海寰の聯盟主張がある。彼の聯盟論は、對露防衛という大命題の下で、列強中のいずれかの國と聯盟政策をとらなければならぬとする立場は明らかであるが、その相手國として英國のほかは獨逸との聯盟を主張しているのは、彼が出使獨逸國使臣であつたという點を勘案しなければならぬであらう。

また親英官僚であった張蔭桓の聯英主張<sup>(00)</sup>と御史文悌の英國に救援を請おうとする主張もあつた。<sup>(00)</sup>

一方、改革論者の聯盟政策推進論は、光緒二十四年にはいつて一段と激しさを加えていった。譚嗣同は南學會第一次講演で、

鄙人、頃る湖北に在りて日本政府遣わす所の官員三人と晤ゆるに、中日は唇齒相依る。中國若し存すること能はずんば彼れも亦た亡ぶ。必ず故に甚だ従前の交戦を悔い、中國と聯絡せんことを願う。中國を救うは亦た自らを救うなり。並びに湖南に學會を設立するを聞き、甚だ是れ景仰す。自強の基は當に此れ自り起るべし。と言ふ。<sup>(00)</sup>

と言つて聯日論を主張した。このような主張は彼の名著「仁學」のなかでも指摘することができる。

さらに彼とともに南學會に參與した唐才常は、

中英日の力を合して海上に縱横たらば、強俄狡なると雖も、必ず敢えて遽に其の東封の志を肆にせざらん。法・徳各各俄に附すと雖も、豈に能く英日に仇して而も五洲の不韙を犯さんや。日本其の然るを知るなり。故に其の參謀部の三人を遣りて華に來りて密籌せしむ。…(中略)…今日、人既に聯盟を願う。我れ且つ密かに中英と聯びて相い倚角せんと願ひ、且つ性命死生相扶持せんと願う。千載一遇、何の幸か之に如かんや、何の快か之に如かんや。<sup>(00)</sup>

と報紙に發表した。また唐才常は奏摺でも、「聯日以聯英」することと「力振頽習、革舊鼎新」することを主張し、聯英日することが中國の運命を延伸させるための上策である、とも主張している。<sup>(00)</sup>

次に順德舉人の麥孟華と新會舉人の梁啓超の意見をみると、彼らは都察院に送つた奏摺のなかで中國と日本との關係を「唇亡齒寒」と評し、兩者の緊密性を保つべきことを論じている。<sup>(00)</sup> すなわち、現今、中國が發憤自強することはもとより重要であるけれども、なにはさておき「先聯盟・後變法」の必要性を説いている。これはある意味では、「聯盟英日中」を成功させなければ、變法自強することもできないという見解であつたと考えられる。

ほかに康廣仁の聯盟論がみえる。これらのほかに改革論者の啓蒙活動は、日清戰爭終結後に繰り擴げられた報紙活

動を通じてなされたが、とくに時務報にあらわれた聯盟論にその思潮を窺うことができる。光緒二十三年正月、時務報に載せられた章炳麟の「論亞洲宜爲唇齒」<sup>(11)</sup>という論説をみると、彼はやはり日本との聯盟による防露論を力説している。時務報は中國人の論説だけを掲載するのではなく、外國の新聞を翻譯掲載することによって諸外國の事情を紹介しているが、光緒二十四年正月二十一日同紙には、日本郵報の記事を轉載した「論英日聯盟」という記事がみられ、その内容は「近來の時局において聯盟以上に適切な方策はない。最近の時局は、英國に對する聲望が日に日に弱化しており、その反面、露國の威名と權力が次第に露わなものになってきている。この露國の増強していく勢力を阻止できなければ、天下の人の憂患を拂拭することはできない。現時點では、英國は日本と聯盟して亞洲においての既得權利を保守しなければならぬ。この道だけが東方の和局を守る方法である。」<sup>(12)</sup>と論じている。このような日本紙の記事を轉載しているのは、この論説が聯英日論を唱えていた改革派の人たちの關心をひきつけたためであろう。そのほか報紙を通じて聯盟論として知新報に陳熾と康廣仁の主張がみられる。<sup>(13)</sup>

なおこのほかにも聯英日論を主張していた人物として王榮懋がいる。彼は、

英と日に非ずんば誰か是れ以って維持するに足らんや。…(中略)…中日牙齒相錯し、地は皆な亞洲、人は皆な黃種たれば同舟するに足る。<sup>(14)</sup>

と述べている。

以上のような輿論は、康有爲の北京での遊説と合わさって、北京大官の共感と同情を受け、上達されて御覽に供される場合もあった。康有爲は獨逸の膠州灣占領にはじまる中國の危機を英日兩國との聯盟によって打開することを唱え、日本への賠償資金も英國からの借款に依存すべきことを強調し、終始英日兩國への傾斜を著しくしていったと理解されるのである。康有爲の自編年譜には、

時に於いて(光緒二十四年四月六日)恭邸薨す、吾れ乃ち常熟に上書し、其の亟かに變法して時を失する勿からんこと

を促す。時に日本矢野文雄と兩國合邦大會議を約す。稿を定めること極めて詳し。矢野君に請いて總署に行知して答允ありて然る後に各省に大會す可し。而るに俄人これを知れば、矢野君未だ敢てせず。

と記述されている。ここに言及されている「合邦大會議」で如何なる内容を討議しようとしていたかという點は明らかではない。だがこの會議は聯露論に固執していた恭親王の薨去という事柄を契機として日程にのぼってきたということは間違いないと思われる。そして總署の裁可を受けて、全國各省にまで及ぶ範圍で、その開催を提案している事實は、この會議がいかに重大なものであったかを窺知せしめるといってよいであろう。この會議は結局、實際上未開催に終わったということもあって、そこに上程される筈であった議案内容を推斷することには無理があるろう。しかし臆測をあえてすれば、從來の聯英日論の域をこえて、中國と日本兩國だけの、いわば「中日聯盟論」、さらにその枠をもこえて「中日合邦」——その合邦という語が何を意味していたかは知る由もないが——が議題となるはずではなかつたかと思われるのである。

この合邦大會議開催の提案が、守舊派側に深刻な事態として受けとられたことは察するにあまりある。守舊派の攻撃は「時に舊黨の燄、甚だ熾んなり。常熟頻りに効せらる。」<sup>(11)</sup>といっているように、改革派の常熟(翁同龢)がしばしば彈劾を受けている。もつとも光緒二十四年のはじめは光緒帝も變法を實施しようとしたところであった。そしてこの「中日合邦大會議」によって光緒帝の變法の斷行を決心するとともに、中國が實際に改革に踏み切るに際しては、それに必要な力をも日本に求めようとしたことがわかる。これは變法が進められつつあった時期の洪汝沖の主張を調べてみれば、たちどころに確かめることができる。即ち、彼は、

故に地形を論ずれば、則ち洲を同じうする者、先に通じ先に合し、文教を論ずれば則ち文を同じうする者、通ず可く合す可し。…(中略)…日本の爲めにすれば、親宜する所は中國に過ぎたるは無く、我が幅員の廣く人民の衆く産物の饒かなるを以って、誠に之と聯合して彼の新法を借りて我が賢才に資し、知識を交換して互相に援擊することを得れば、俄人を約束するに難からず。

と言っている。つまり、日本と「聯合」し、かつ新法を借りて、改革しようとしたことが明白であり、「中日合邦大會議」の主張と「聯合」とは深い関係があると思われる。一方このような雰圍氣の下で、改革論者の康有爲・張蔭桓・譚嗣同・康廣仁等が登用されて、彼らの政治的基盤も保つことができた。また日本は改革論者との連携によって中國に對する影響力を強化して行くことができた。

## 2 借才論

中國の變法論は、康有爲・梁啓超らを中心とする下層官僚によって唱えられたが、このような彼らの内政面への關心は、對外的には聯盟論という形態を取って現われたのである。このような聯盟論の背景には、常に露國からの侵略という脅威が意識されていたと考えられる。それは中國が列強による瓜分の危機から免れるための自強論でもあったが、彼らは決して舊執權者の發憤による自強を期待したのではなかった。また、既に述べたように、改革論者はその當初から「新しい人才の登用」<sup>(19)</sup>を要請していたが、同時に彼らは、「職位を論ぜず」という主張をつよく表明している。それは要するに守舊派に對して改革派自身を登用せよということにほかならなかつたのである。従つて人才登用論が採りあげられた場合、それは直ちに改革派自身の政治的立脚點も確立されるという一面をもつものであった。彼らの論はさらに一步をすすめて、先にあげた聯英日論と結びつき、新たな形態の人才登用、すなわち「外人聘用」という主張へと發展していった。それが「借才論」といわれるものである。

康有爲は光緒二十四年一月第六次の上書をしたが、これは制度局の設置とそれを運用するための「借才」を主張するものであった。改革論者が論じてきた聯英日論も、大きくみれば、英國と日本の勢力を引き入れようとするものであつて、ここにいう借才論の範疇に包含されるものといえよう。光緒二十四年頃は、前述したように、改革派が勢力を得つつあつた時期であつたから、彼らが展開してきた聯盟論をさらに一步進めたかたちで「借才論」を主張するようになったものと

近日、伊藤、相を罷め、將に來遊して籍りて國是を覘んと欲す。皇上、如し能く糜ぐに好爵を以ってし、近きこと耳目に在らしめ、博訪周咨せば則ち新政立ちに行なわれ、中日の邦交日に固からん。…(中略)…伊藤は敵國の舊相を以って成績照然たり。信任既に専らなれば、威望自ら重く、變革に憚る所無く、其の擠排を用うる所無からん。

と言っており、伊藤を指名し、聘用することを提案している。伊藤は同年五月十二日、大隈内閣の成立によって下野すると、同月二十七日、天皇に告暇したあとと神戸、仁川を経て、七月二十九日北京に到着したが、八月一日には康有爲が訪問してきたり、翌日には張蔭桓の夜宴に招待を受けたりと、五日には光緒帝に謁見している。この伊藤の遊清豫定は、五月末に既に清國に知られており、洪汝沖はその時期をとらえて上書を作製建議したものと推考できる。

つぎに、光緒二十四年七月二十六日、戸部候補主事であった轟興圻は客卿をおくことを次のように主張している。

自來、列國相持し楚材管用、原と嫌と爲さず。…(中略)…擬し請うらくは總理衙門に飭下して、議して文武客卿の等級を設け、以って外洋の有志の我が中國を強くせんと欲する者を待し、並びに歐美各國に知會して、其の賢能の我が中國に客せんと願う者有らば、即ちに客卿の位を以って、之を尊顯せんことを。此くの如くせば、則ち、彼れ我が爲めに其の才能を盡くし、斯の新政も更に成り易し。所謂、時に因りて宜しく辦すべき者、此れ其の一なり。

この建議だけでは具體的にどの國の誰を客卿に迎えようとしているか明白ではない。そこで江蘇松江府知府の濮子潼の次のような上書をみてみることにしよう。

伊藤博文、現に游歴によりて都に來れるを聞く。擬し請うらくは、皇上、優するに禮貌を以ってし、總理王大臣に飭して彼の國の維新諸政、次第は如何にして分ち、款項は何に従り集むるを問わしめ、條事件繫明かなること列盾の若くして、然る後參ずるに中國の情形を以ってし、辦法を擬定し上進止を取り、中外に明詔して、遵照奉行せしめられんことを。

すなわち彼は、伊藤に「維新諸政次第如何」と問いただし、それを中國の變法に資せんものとして居るのが了解せられる。また同上書のなかで、彼が次のように論述しているのはさらに注目に値する。

説者謂えらく、日人は我れの仇讐なれば、當に之をして箸を借さしめざるべしと。知らず、日人と我れと唇齒相依り、我れ西に制せらるれば、則ち彼れも亦た自ら保つ能わざるを。故に甲午の一役、彼れ實に悔心あるを聞く。彼れ將に我と聯びて以つて西國に抗せんとす。我れ即ち彼れに效いて自強を圖り、前嫌を消釋して共に同種を保たんとす。夫れ海疆の警、首禍は英に在り、其の後徳法の諸邦、意を恣にして蠶食す。又た孰れか我が仇讐に非ざらんや。

英國を「海疆之警、首禍在英」・「仇讐」とまで論難しているのである。當時の中國における政治的風潮は、先述しておいたように聯英日論から聯日論へ傾斜を強めていた。濮子澶の上書も、そうした時流のなかで行われたものであって、ここに明確に伊藤の登用を上申しているのが注目される。つまり聯日論がより一層勢いをましてきているのが知られる。貴州舉人傅夔は伊藤を清國の宰相にせよとまで建議しているのであって、<sup>(40)</sup> 聯日論を主張する極端な例とみることができよう。

ところで、借才・客卿論が叫ばれていた時點は、光緒帝の改革詔敕が出された一大改革期であったが、まさにそのときになされた伊藤の訪清はたんなる偶然とみるよりは、日本側に何らかの政治的意圖があつたと解釋することも可能ではなからうか。

さて、李鴻章の革職と恭親王の薨去による守舊派の勢力衰退、光緒帝の新政改革の展開とそれに伴う改革派の登用は清廷政權勢力の基盤をゆさぶるほどの深刻な變化を捲きおこしたといつてよいが、なおそのうえに伊藤を宰相につけようなどという主張は、守舊派にとつて大へんな危機意識を與えたにちがいない。その危機感が楊崇伊による西太后への「請訓政摺」となつて直ちにあらわれたのである。楊崇伊が光緒二十四年八月三日の摺で、

風聞すらく、東洋故相依〔伊〕藤博文、即日在京に到りて將に政柄を専らにせんとすと。臣、得ること傳聞よりすと雖も、然れども近來傳聞の言、其の應ずること響の如し。依〔伊〕藤果して用いらるれば、則ち祖宗傳うる所の天下、

畜だに拱手して人に譲るのみならず…(中略)…。即日訓政し、大臣を召見して周諮博訪し、大同會中の人を密拏し、分別して嚴辨し、以って人心を正さんことを<sup>(42)</sup>。

と云っているように、守舊派としては伊藤の訪清を深刻な危機と認めていたことがわかる。また黄曾源は「借才は現在としては妥當ではない。客卿を置くことは國家の安危治亂に關係する重要な問題である。」と前置きして伊藤の聘用に反対し、改革論者を非難している。

これに反して、八月五日附の候選郎中陳時政摺で、むかし秦の穆公が由余を起用して「羈西戎」したこと、齊の桓公が管仲を起用して「一匡天下」したこと、及び清朝廷が英國人赫德(Robert Hart)を總稅務司に起用したことをあげて、人才の登用において畛域の區別はいけないと論じた。<sup>(43)</sup>

また御史の宋伯魯は、

今、擬し請うらくは、皇上速かに外務に通達し、名地球を震わすの重臣の大學士李鴻章の如きを簡び、往きて該教士李提摩太、及び日相伊藤博文に見え、之と辦法を商酌せしめ、工部主事康有爲を以って參贊と爲さしめられんことを。必ず能く禍を轉じて福となし、以って我が宗社を保父し、我が疆土を奠安せん。<sup>(44)</sup>

と建議している。この上奏は八月六日になされたものであり、その日はとりもなおさず西太后によるクーデタが勃發した日であったが、宋伯魯はその事實を知らないままに上奏したのである。

以上みてきた變法改革派の借才聘用論を綜合的に考察してみると、はじめは自派の人才を登用すべしとの論から出發し、變法運動が進行して行くのに従ってやがて自國人にとどまらず、たとえば日人伊藤を聘用してでも中國の改革を完遂しなければならぬというふうに変轉していった姿が浮び上ってくる。このような主張は、結局、西太后一派にとって重大な危機として認識されなければならず、ここに伊藤聘用論は、改革派と守舊派との間に抜きさしならぬ政治的對立をもたらす結果となったと考えられよう。それは改歸知縣庶吉士の繆潤紱が、

伊藤を招來し、其の黨を曠し、薦めて客卿と爲し、朝綱を變亂し、國是を顛倒せんとす。<sup>(13)</sup>

と變法派を非難し、黃桂鑿が變法派彈劾を上奏している事實からも窺知することができる。<sup>(14)</sup> 黃桂鑿の奏摺を見ると、まず康黨を捕え四等級に分別したうえで懲治すべきだと主張している。第一等級には「同惡相濟」して死黨を組織した黃遵憲・熊希齡・徐勤・黃遵楷・韓文學等を擧げ、第二等級には譚嗣同・楊銳を奏薦した陳寶箴と同じく林旭を推薦した王錫藩等が擧げられている。第三等級には康有爲・梁啓超を推薦した張百熙、楊銳・梁啓超を推薦した張之洞、林旭を推薦した唐景崧等を、第四等級には皇太后と皇上に日本游歴を請うた王照、伊藤を聘用することを請うた洪汝沖と鄭孝胥、服制の變更を請うた李岳瑞、中國文字の改廢を請うた林駱存らが擧げられている。黃桂鑿はこのほかにも保國會に名をつらねた者や外省入黨者も處罰すべきだと上奏している。ここでとくに注目すべきことは、伊藤聘用を主張した者を特別に規定している項目の存在である。

ここで守舊・改革兩派の對立について總括してみると、守舊派の楊崇伊は伊藤を聘用すると、わが國をうばわれと言っているのに對し、一方改革派の洪汝沖は、伊藤聘用が中國に效を收めさせることは勿論、新進有志之士が老成した人たちの嫉視と掣肘をのがれることとなると斷じている。<sup>(15)</sup> 兩者の意見の對立はきわだつて顯著であつたのは明瞭である。こうした對立は政變に深い函數關係をもつているといえよう。戊戌の政變は、守舊派が改革派と伊藤との結合を事前に封殺しようとしたところに惹起したという一面を見過すわけにはいかない。

## 五 おわりに

日清戰爭後、改革論者の動きは拒和論から聯英日論・借才論・聘用論へと展開していった。この動きは守舊派との間に極端な對立をみたが、變法改革論は次第に昂揚し、その過程で改革論者自身の勢力基盤を次第に鞏固にして行くという方向を迎っていったといえよう。しかしながらこの變法改革論は、清國が外國勢力への依存度を強めていく傾向を如實に示

しており、初期の聯盟論から合邦論議さらに伊藤聘用論へとその度合いを深めていったのを見逃すことはできない。すなわち改革論者による變法改革實踐への動きが活潑になればなるほど、正比例的に外國勢力への依存度を深化させていくという皮肉な関係をもっていたといえるであろう。變法改革運動の推進は、列強の勢力をひき入れ、それを自家藥籠中のものとしてでも清國改革を斷行しようとした改革論者の意志表現の形體であったと云えようが、このことは同時に列強勢力の清國への浸透を容易に許してしまふ大きな契機となつた點も看過できないといえよう。

## 註

- (1) 小野川秀美氏は日清戰爭を境界として以前を洋務運動期、以後を變法運動期と區分する。小野川秀美『清末政治思想研究』(一九六九、京都) 參照。
- (2) 小野信爾「新中國における戊戌變法研究」(『東洋史研究』十七三、一九五八)。
- (3) 變法改革運動を國際的な關係の脈絡の中で取りあつた主要な研究は以下の如し。
  - 。王樹槐『外人與戊戌變法』(民國五十四、臺北)。
  - 。吳相湘「戊戌變法與政變之國際的背景」(『袁世凱與戊戌政變』民國五十六、臺北)。
  - 。蕭一山「戊戌政變の真相」(『大陸雜誌』二十七—七)。
  - 。王崇武「戊戌變法與英帝國主義」(『歷史教學』一九五三—六、北京)。
  - 。湯志鈞「戊戌變法與美帝國主義」(湯志鈞『戊戌變法史論叢』一九五七、北京)。
  - 。沈鏡如「戊戌變法與日本」(『歷史研究』一九五四—六、北京)。
- (4) 清流派・洋務派・變法派の關係については、関斗基「戊戌變法運動の背景に對して——特司清流派外洋務派を中心として——」(『東洋史學研究』五、ソウル) 參照。
- (5) 市古宙三「近代中國の政治と社會」(一九七二、東京) 二〇八頁。
- (6) 三國干涉の締結経緯については、李守孔「三國干涉還遼之交涉」(『大陸雜誌』二十九—七・八・九) 參照。

- (7) 『清季外交史料』卷一一〇「署江督張之洞致總署日約無理請商英俄相助電」(以下『外交史料』と略稱)。  
 (8) 同上。  
 (9) 光緒二十一年三月二十三日、張之洞が臺灣巡撫唐景崧に送った電文によく現われている。『張文襄公全集』卷一四四、電牘二三。
- (10) 佐々木揚前掲論文。  
 (11) 『外交史料』卷一一五「江督劉坤一奏密陳大計聯俄拒日以維全局摺」。  
 (12) 同上。  
 (13) 『清光緒朝中日交渉史料』三〇四六文書「編修黎榮翰等呈文」、三〇七三文書「都察院左都御史裕德等條陳六事摺」、三一一九文書「南書房翰林張百熙請聯絡俄法英德諸國令其各出師船相助片」等(以下『中日交渉史料』と略稱)。  
 (14) 『外交史料』卷一一六「倉場侍郎許應駉奏日患殷請聯俄以資控制摺」。  
 (15) 『梁任公年譜長編』(丁文江編、世界書局、民國四十七)二一頁の記載によると、當時の事情を「當時兩江總督張之洞建議割東三省與俄、而藏與英、賂使助我拒日、而盈廷聯俄說尤盛、總署與俄使已有成言」と書いている。  
 (16) 『外交史料』卷一一六「署江督張之洞奏今日救急要策莫如與俄立密約以結強援片」。  
 (17) 丁則良「馬關議和前李提摩太策動李鴻章賣國陰謀的發現」(『中日甲午戰爭論文集』一九五四、北京)。  
 (18) 李國那「張之洞的外交政策」(一九七〇、臺北)六八—九五頁。
- (19) 『中日交渉史料』三〇〇四文書「軍機處電寄劉坤一王文韶諭旨」。  
 (20) 『中日交渉史料』三〇五三文書「署直隸總督王文韶來電」。  
 (21) 露清軍事同盟に關する仔細なことは佐々木氏の前掲論文參照。  
 (22) 當時の拒和上奏は一三〇件、署名者の數は二五〇〇人に達している(市古宙三氏の前掲書による)。  
 (23) 小野川秀美前掲書一一六頁。  
 (24) 『光緒朝東華錄』光緒二十一年夏四月十四日條(以下『東華錄』と略稱)。  
 (25) 『東華錄』光緒二十一年夏四月戊午條。  
 (26) 『東華錄』光緒二十一年閏五月二十七日條。  
 (27) 『戊戌政變記』卷七、三三頁には二千部としているが、ここでは「康有爲自編年譜」(『戊戌變法』Ⅳ、一九五三、北京)による。  
 (28) 前掲「康有爲自編年譜」一三三頁(以下「康年譜」と略稱)。  
 (29) 前掲「康年譜」一三四頁。  
 (30) 『諫止中東和議奏疏』四卷四冊、『中倭戰守始末記』四卷四冊、『時事新編』六卷、『普天忠全集』十四卷十二冊、『中日戰輯』六卷四冊、『中東戰紀本末』初編八卷・續編四卷・三編四卷、『奏疏錄要』上・下二卷などがそれである(市古宙三前掲書二—四頁による)。  
 (31) 林榮知編『中東戰紀本末』(上海、廣學會刊)初編、卷六、六一—九頁。

(32) 林樂知はこの記事を『中東戰紀本末』續編中に収録したが、天津の「國聞報」、上海の「滬報」、湖南の「湘報」がこの記事を轉載しており、その波及効果は大きかったといえよう(王樹槐前掲書一二九頁参照)。

(33) 林樂知はこの一部を張之洞にも送った。

(34) 「萬國公報」卷十一、十冊。

(35) これとともに注意しなければならないことは、康有爲の「防俄」主張もこのころから始まった点である。康有爲の第一次上書(一八八八年十月)に露國の東方への陰謀について言っている。

(36) 「萬國公報」卷九、九十八期、二十六冊。

(37) 「萬國公報」卷八、九十二期、二十六冊。

(38) このような宣教師の活動を菊池貴晴は「J. A. Hobsonの理論を借りて「基督教的帝國主義」・「産業的宣教師」などと言っている(菊池前掲論文参照)。

(39) 第一次は光緒二十一年正月十一日、第一次は同年月二十三日、第三次も同月中におこなわれた(王樹槐前掲書参照)。

(40) 丁則良前掲論文。

(41) Timothy Richard, *Forty Five Years in China. Reminiscences*, (New York, 1916) 三三六—三三七頁。

(42) 『外交史料』卷一〇五「直督李鴻章致總署據李提摩太稱有妙法可救目前亦救將來應否允其所請電」。

(43) その内容は

① 中英同盟を締結し、英國は中國への全面的協力を約し、一方、英國が第三國と戰爭状態に入ったときは、中國

は英國に援助を與える。

② 陸軍・海軍・財政および民政方面の改革をする場合、中國は英國の意見を徴し、英國は適當な官員を推薦するとともに、これを中國の官員として任用させる。

③ 中國は妥結された条件下で、英國に鐵道修築・熔鑛爐および鑛産の開發と管理を委任し、港灣都市における工場の建設および、それを管理する特權を付與する。

④ 中國は英國との友好的精神にもとづき、英國の開港要求と貿易振興および關稅に關する提案を受け入れる。

などとなっている(丁則良前掲論文参照)。

(44) 『翁同龢日記』光緒二十一年九月九日條。

(45) 「萬國公報」卷八、八十七期。

(46) 『翁同龢日記』光緒二十一年九月九日條。

(47) 『翁同龢日記』光緒二十二年正月十二日條。

(48) 湯志鈞編『戊戌變法人物傳稿』(一九六二、北京中華書局) 二八三頁。

(49) 同前註。

(50) 『日本明治變政考』(蔣貴麟主編「康南海先生遺著彙刊」十、宏業書局印行)。

(51) 王芸生『六十年來中國與日本』(一九八〇、北京)卷三、二二五—二二九頁。

(52) 『對支回顧錄』(東華同文會内對支功勞者傳記編纂會、一九三六、東京)下卷、二五六—二五九頁。

(53) 許同華編『張文襄公年譜』(一九六九、臺北)一一〇頁。  
(54) 『張文襄公全集』卷七九、電奏七。

- (65) 『外交史料』卷二二八「鄂督張之洞致總署稱日武官力陳聯英意見電」。
- (66) 『張文襄公年譜』一一〇頁。
- (67) 『張文襄公年譜』丁酉十二月條。
- (68) 『外交史料』卷二二八「鄂督張之洞致總署聯英仍須聯日以載德敵電」。
- (69) 『清德宗實錄』光緒二十三年十二月十二日條。
- (70) 『外交史料』卷二二八「鄂督張之洞致總署各國乘機謀我擬藉日以聯英電」。
- (71) 『張文襄公全集』卷一五四、電牘三三三。
- (72) 『張文襄公全集』卷一五四、電牘三三三。
- (73) 『張文襄公全集』卷一五五、電牘三四。
- (74) 大原は日清戦争の時も従軍した中國通の武官として、一八九八年五月武漢で武備學堂を運営した。
- (75) 沈鏡如前掲論文参照。
- (76) 『湘報類纂』(一九六六、臺北)甲集、下、二〇一頁。
- (77) 「康年譜」一三八頁。
- (78) 前掲『戊戌變法人物傳稿』一六八頁。
- (79) 胡思敬『戊戌履霜錄』(沈雲龍主編 近代中國史料叢刊四四六、臺北影印本)卷二、一五七—一七頁。
- (80) 同前註。
- (81) 章炳麟「論亞洲宜自爲唇齒」(『時務報』第十八冊)。
- (82) 前掲『對支回顧錄』上卷、六〇九頁。
- (83) 石錦「甲午戰後日本在華的活動」(『大陸雜誌』三十一—八、一九六五)。
- (84) 石錦の前掲論文による。
- (85) 同前註。
- (86) 康有爲の上書は、時期的に三區分するのがよいとおもう。第一期—光緒十四年(一次上書)—清佛戦争を契機として、第二期—光緒二十一年(二・三・四次上書)—日清戦争を契機として、第三期—光緒二十三年末から二十四年初まで(五・六・七次上書)—獨逸の膠州灣占領を契機として。
- (87) 康有爲の第五上書の時期を、黃彰健は丁酉十一月初五日以後と言っている。「論光緒丁酉十一月至戊戌閏三月康有爲在北京的政治活動」(『大陸雜誌』三十七—九、一九六八)参照。
- (88) 前掲『戊戌變法』Ⅱ、一九四頁。
- (89) 前掲「康年譜」一三八頁。
- (90) 同前註。
- (91) 『翁同龢日記』丁酉十一月十八日條に詳細な記述がある。
- (92) 「康年譜」一三八頁。
- (93) 同前註。
- (94) 同前註。
- (95) 同前註。
- (96) 胡濱『十九世紀末葉帝國主義爭奪中國權益史』(一九五七、北京)頁一一三。
- (97) 『翁同龢日記』光緒二十三年十二月二十三日條。
- (98) 菊池貴晴前掲論文。
- (99) 『翁同龢日記』光緒二十三年十二月二十八日條。
- (100) 「康年譜」一三九頁。
- (101) 同前註。

- (92) 「康年譜」一三八頁。
- (93) 同註(92)。
- (94) 同註(93)。
- (95) 『外交史料』卷二二七「江督劉坤一致總署沈敦和報據英將言中國聯英聯俄利害」。
- (96) 『劉坤一遺集』(一九五九、北京)冊五、二五三六頁。
- (97) 『外交史料』卷二二八「鄂督張之洞致總署密陳英俄德相忌相謀情形電」。
- (98) 同註(97)。
- (99) 『外交史料』卷二二八「鄂督張之洞致總署借英款還日債不如認息緩付日款電」。
- (100) 『外交史料』卷二二九「鄂督張之洞致樞垣借款關係中華安危請謝絕電」。
- (101) 『外交史料』卷二二九「江督劉坤一致樞垣英借債素款三端必不可許電」。
- (102) 「湖南巡撫陳寶箴摺」(『戊戌變法檔案史料』二六六頁)。
- (103) 『戊戌變法檔案史料』二二頁。
- (104) 『戊戌變法人物傳稿』一六八頁。
- (105) 『清德宗實錄』卷四一六、戊戌三月五日條。
- (106) 『譚嗣同全集』(一九五四、北京)卷一、一二七一—一二八頁。
- (107) 唐才常「論中國宜與英日聯盟」(『湘報類纂』甲集、下)。
- (108) 唐才常「瀾陽拔貢唐才常恭擬密籌大計願懇代奏摺」(『湘報類纂』戊集、上)。
- (109) 「順德舉人麥孟華新舉人梁啓超等上都察院代表摺」(『湘報類纂』戊集、上)。
- (110) 『時務報』第十八冊、光緒二十三年正月二十二日。
- (111) 『時務報』第五十一冊、光緒二十四年正月二十一日。
- (112) 陳熾「聯英日論」(『知新報』光緒二十三年八月)・陳熾「英日宜竭力保中國說」(『知新報』光緒二十三年八月二十一日)・康廣仁「聯英策」(『知新報』光緒二十四年二月十一日)。
- (113) 王榮懋「維持亞洲和局議」(『皇朝蓄艾文編』卷五八)。
- (114) 「康年譜」一四四頁。
- (115) 中日合邦大會議に關する詳細な内容は知ることができないが、この施行意圖は、恭親王の薨去と新政の實施とに關聯があると推測できる。恭親王の薨去は、光緒二十四年四月六日であつて、康有爲はこれを利用して改革を推進しようとし、その後、御史楊深秀・侍讀學士徐致靖の「定國是」の上書が行われて四月二十三日に新政がはじまつた。
- (116) 「康年譜」一四四頁。
- (117) 結局、翁は守舊黨の彈劾によつて光緒二十四年四月二十七日、「開缺回籍」される。翁の退陣については、『清德宗實錄』卷四一八參照。なお翁の罷黜については色々な説があるが、蕭公權は守舊黨の排擠だけではなく、改革派内部の溫和派と急進派との衝突であると理解してゐる(Kung-chuan Hsiao, "Wang Tung-ho and the Reform Movement of 1898" 『清華學報』新一卷二期、一九五七、臺北、參照)。
- (118) 洪汝沖「呈請代奏變法自強當求原本大計條陳三策疏」(『戊戌變法』Ⅱ、三六四頁)。
- (119) 康有爲の上書の中には「不吝爵賞、破格擢用」という句が頻繁に出る。

- (四) 同註(四)。
- (四) 「戸部候補主事轟興圻摺」(『戊戌變法檔案史料』七三頁)。
- (四) 「江蘇松江府知府濮子潼摺」(『戊戌變法檔案史料』一三三頁)。
- (四) 同前註。
- (四) 前掲『六十年來中國與日本』卷三、二二五頁。
- (四) 「掌廣西道監察御史楊崇伊摺」(『戊戌變法檔案史料』四六一頁)。
- (四) 「翰林院編修記名御史黃曾源摺」(『戊戌變法檔案史料』一六九頁)。
- (四) 「候選郎中陳時政摺」(『戊戌變法檔案史料』一九六頁)。
- (四) 「掌山東道監察御史宋伯魯摺」(『戊戌變法檔案史料』一七〇頁)。
- (四) 頁)。
- (四) 「改歸知縣庶吉士繆潤紋摺」(『戊戌變法檔案史料』四六二頁)。
- (四) 「福建道監察御史黃桂馨摺」(『戊戌變法檔案史料』四七五頁)。
- (四) 楊崇伊の言は註(四)、洪汝沖の言は註(四)に同じ。
- (附記) 一九七九年十一月脱稿、一九八二年一月定稿。定稿のうち、関斗基氏の「戊戌變法運動の國際的背景」(『東亞文化』第一九輯 一九八一年十二月)が發表されたが、本稿執筆にあたっては参照できなかった。

## MOU FAN 謀反: THE DEVELOPMENT OF IDEAS ABOUT PUNISHMENT DURING THE QIN 秦 AND HAN 漢

TOMIYA Itaru

This essay has two principal aims.

One, to determine how far back in history the crime of conspiring against the state, which occurs in Tang-lü 唐律 can be traced, and to clarify the meaning of the term *mou fan*, as well as its political implications.

And the other, I shall examine the development of legalism from the Qin to Han through tracing the mou fan punishment. It has been thought that during the Han, Confucianism assumed prominence by outwardly rejecting legalism. I should like to look at the transition from legalism to Confucianism, using the evidence of the newly excavated Qin bamboo slips found at Yunmeng 雲夢.

## THE ALLIANCE POLICY ADVOCATED BY CHINESE REFORMERS IN THE LATE 19TH CENTURY

PARK Jong Hyun

This essay attempts to understand the reform movement 變法運動 comprehensively within its contemporary international context.

After the Sino-Japanese War of 1894, the trend of the reformers' advocacy was changed from the advocacy of a policy to repulse Japan 拒和論 toward the advocacy of an alliance with England and Japan 聯英日論, a policy of introducing abilities of foreigners 借才論, and a policy of engaging Ito (伊藤博文) in China 伊藤聘用論. Although this trend manifested an extreme opposition to the conservative party, the reformers' advocacy was gradually promoted. And in the meantime, the political power of the reformers was gradually consolidated.

The reformers' advocacy however actually evidenced a tendency to strengthen the dependence of the Qing 清 on foreign powers. In other words, as far as the reformers actively moved toward implementing a

reformation, dependence upon foreign powers was correspondingly deepened. There is an irony in this situation.

The reform movement was a manifestation of the ambition of reformers who were trying resolutely, even by winning the Powers over their side, to enact a reformation of the Qing. But one cannot overlook the fact however that this movement presented an opportunity facilitating the penetration of the Powers into Qing.

## THE NATIONAL BOUNDARIES STIPULATED BY THE NERCHINSK TREATY BETWEEN QING 清 AND RUSSIA

YOSHIDA Kin'ichi

When the national boundaries were drawn at Nerchinsk, neither the Chinese nor the Russian side had sufficient geographical knowledge. Therefore, along the eastern border and elsewhere, there remained regions where the national boundaries were not delineated. However, according to written documents, both sides contributed maps for the negotiations. One could postulate that because they had surveyed the zone without dispute, both sides must have had accurate maps. The Russian Petelin map and the Chinese "Nine Rivers of Jilin" map 吉林九河圖 were probably most intimately connected with those used at the negotiations.

Both maps, for example, dispose the theory that Kerbichi River, which formed a section of the western border between two countries, really was the present-day Amazar River, and prove that it was the present-day Gorbitsa River.

Similar clarifications can be made regarding the eastern section of the border. For example, the Weiyikealin 威伊克阿林, surveyed by the Qing in 1690, had nonetheless remained largely uncharted. According to the "Nine Rivers of Jilin" map, it seems to have been recognized that this area lay in the high mountains near the eastern edge of the mountain range designated as the national border. Furthermore, it is possible to read from these two maps the mountain ranges designated as national borders, as well as the extent of the undelineated areas in the vicinity of the Vdi River.